

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和5年12月1日



国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課長

令和5年11月27日付文書をもって照会のあった件については、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業の許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなる。

照会のあった事実のうち、学校給食を積んだコンテナの配送・回収業務については、小学校及び中学校に給食を提供するための学校給食共同調理場の運營業務に付帯する不可分な行為であると解することができることから、照会法令（貨物自動車運送事業法第2条第2項、第3項）の適用対象とならないと考えられる。

また、照会のあった事実のうち、給食等の配送・回収にあたるドライバーの派遣については、自動車の提供のない運転役務のみの提供であり、運送行為も成立しないと考えられる。そのため、派遣会社に支払う労働者派遣契約に基づく対価は、運転役務の提供に対する報酬であり、貨物運送の対価としての「有償性」はないと考えられ、ドライバーの派遣を行う派遣会社においても、照会法令（貨物自動車運送事業法第2条第2項、第3項）の適用対象とならないと考えられる。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送

する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。

なお、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に基づく行為であって、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しない。

また、令和 2 年 3 月 3 1 日付け旅客課長通達「道路運送法における許可または登録を要しない運送の態様について」の 1 (4) の具体例⑥において、「利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって、運送の対価とはならない」とあるほか、同項目の注 1 において、「自動車の提供とともに行われる運送でない場合には、そもそも運送行為は成立しない」とあり、これは貨物自動車運送事業法においても同様であると考えられる。